

山形県再犯防止推進計画

令和3年3月

山形県

はじめに

山形県における令和元年の刑法犯認知件数は、3,275件となっており、平成14年の14,331件をピークに減少傾向にあります。その一方で、刑法犯検挙者の4割以上を再犯者が占めており、刑務所からの出所者等が地域社会の一員として円滑に復帰することは、出所者等の安定した生活だけでなく、地域住民が安心して暮らすことのできる社会の実現にも寄与するものです。

そのため県では、令和元年5月に「山形県再犯防止推進協議会」を設置し、地域の更生保護団体や法務関係機関から御意見をいただきながら、この度、本県の実情や関係団体の取組等に基づいた「山形県再犯防止推進計画」を策定しました。

犯罪や非行を行った人が、再び過ちを犯さないようにするためには、社会から排除・孤立させず、地域全体で見守り、支え合いながら継続的な支援を行い、自立につなげていくことが重要です。

今後は、この計画の基本目標である「地域での支え合いにより、罪を犯した人が立ち直り、安心して暮らせる山形県の実現」に向けて、山形県再犯防止推進協議会を軸に、市町村や関係者との連携を強化し、再犯防止の取組を総合的・計画的に推進してまいりますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月



山形県知事 吉村美栄子

目 次

第1章	計画の趣旨等	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画に基づく再犯防止施策の対象者	
4	計画の期間	
第2章	計画策定の背景	2
1	再犯者率等の推移	
2	犯罪に関する現状	
3	再犯防止に係る状況	
4	本県で実施した「地域再犯防止推進モデル事業」の実施状況	
第3章	計画の基本方針等	9
1	基本方針	
2	基本目標	
3	成果指標	
第4章	施策の柱と具体的施策	
I	住居と就労等の確保	11
1	住居の確保	
2	就労や社会参加の促進	
II	保健医療・福祉サービスの利用促進	16
1	高齢者や障がいのある者等への支援	
2	薬物等依存を有する者への支援	
III	学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進	21
1	児童生徒の非行の未然防止	
2	学校や地域社会と連携した修学支援	
IV	地域帰住の段階や犯罪の特性等に応じた効果的な支援	24
1	刑事司法手続きや地域帰住等の段階に応じた切れ目のない支援	
2	犯罪による社会への影響が大きい性犯罪者や再犯リスクの高い暴力団関係者等への効果的な指導	
V	民間活動の促進と県民理解の深化	28
1	ボランティア等民間協力者の活動への支援	
2	広報・啓発活動の推進	
VI	国・市町村・民間団体等と連携した取組の推進	31
1	国・市町村・民間団体等との連携強化	
2	市町村や地域における取組の促進	
第5章	計画の推進体制等	33
1	推進体制	
2	進捗管理	
参考資料		
1	再犯の防止等の推進に関する法律（概要版）	34
2	国再犯防止推進計画（概要版）	36
3	山形県再犯防止推進協議会設置要綱	37
4	山形県再犯防止推進協議会の関係機関、民間団体の紹介	39
5	山形県再犯防止対策の推進に係る庁内連絡会議設置要綱	46
6	計画策定の経過	48
7	用語の説明	49